

一般社団法人 日本金融ジェロントロジー協会  
法人特別会員ワーキング・グループ報告書

～認知判断能力が低下・喪失した顧客の  
金融商品売却依頼に対する対応の在り方～

一般社団法人 日本金融ジェロントロジー協会

2020年12月23日

## 目次

1. はじめに
2. 高齢化の現状と高齢者支援制度等の普及状況
  - (1) 高齢化の現状
  - (2) 認知判断能力が低下・喪失した顧客を支援する制度及びサービスの普及状況
    - ① 成年後見制度
    - ② 日常生活自立支援事業
    - ③ 金融サービス
    - ④ まとめ
3. 親族等からの金融商品の売却依頼への対応
  - (1) 親族等からの金融商品の売却依頼への対応を検討する必要性
  - (2) 金融機関等の対応についての整理
    - ① 親族等の法的地位
    - ② 金融機関等の法的地位
    - ③ 「本人のための費用」の範囲
    - ④ 売却を依頼できる親族等の範囲等
    - ⑤ 売却金額の上限および売却回数の制限の設定等
    - ⑥ 成年後見制度との関係
    - ⑦ 本人への周知
    - ⑧ 金融商品売却後の資金の払出方法
    - ⑨ 売却依頼書の記載内容
    - ⑩ 本人が認知判断能力を喪失していることの確認
  - (3) 金融商品取引法との関係
  - (4) 金融機関等の損害賠償リスクの額
4. 親族等に対する金融商品売却に関する任意代理権付与
  - (1) 金融商品に関する任意代理権の使用状況
  - (2) 制度の趣旨・概要
  - (3) 本人の認知判断能力喪失後のリスクの説明(任意後見制度の紹介)
  - (4) 任意代理人になれる者の範囲
  - (5) 任意代理権の範囲
  - (6) 成年後見人や任意後見人との関係(任意代理権の失効)
5. おわりに

◇一般社団法人 日本金融ジェロントロジー協会  
法人特別会員ワーキング・グループにおける検討メンバー

一般社団法人 日本金融ジェロントロジー協会法人特別会員  
SMBC 日興証券株式会社  
株式会社静岡銀行  
大和証券株式会社  
野村証券株式会社  
株式会社福岡銀行  
株式会社みずほ銀行  
みずほ証券株式会社  
みずほ信託銀行株式会社  
株式会社三井住友銀行  
株式会社三菱 UFJ 銀行  
三菱 UFJ 信託銀行株式会社  
三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社

山下 純司 学習院大学法学部教授

東京大学法学部卒業。2001 年より、学習院大学法学部助教授。2008 年より、学習院大学法学部教授。日本私法学会、信託法学会、法と教育学会に所属。国家公務員総合職試験員。

山本 啓太 和田倉門法律事務所 パートナー弁護士

慶應義塾大学経済学部卒業。ロンドン大学ロースクール卒業。2001 年弁護士登録。2003 年より2005 年金融庁監督局保険課。邦銀への出向経験あり。金融レギュレーション・金融取引が専門。

一般社団法人 日本金融ジェロントロジー協会 事務局

## 1. はじめに

超高齢化社会において、認知症など認知判断能力が低下・喪失した顧客の預金払出依頼対応及び投資信託等の金融商品（以下、「金融商品」<sup>1</sup>）の売却依頼対応は、金融機関等<sup>2</sup>における共通の課題である。

顧客の財産を預かる金融機関等としては、顧客の認知判断能力の喪失を認識した時点において、顧客の預金口座または証券口座を凍結し、成年後見制度の利用を促し、成年後見人との取引を行うことが民法等に沿った対応ということになる。

もともと、成年後見制度が十分には利用されていない現状があり、結果として、親族等が本人のための費用を立て替える場合も見受けられる。

金融機関等は、顧客本位の業務運営の下、地域社会の主要な構成員として、認知判断能力が低下・喪失した顧客を支援していくことが期待されている中、上記の成年後見制度の利用を促すという対応のみで、高齢顧客の支援を十分果たしているかという課題認識がある。

日本金融ジェロントロジー協会（以下、「本協会」）は、金融機関等を構成メンバーとして、長寿高齢化という社会課題に対して、医学、心理学、経済学等を組み合わせた学際分野である金融ジェロントロジーに関連する知識・情報を、業界横断的に、広く、金融業界に普及させ、社会全体の利益に貢献していくことを目的に設立された団体であり、金融機関等における高齢者対応にかかる課題の共有、課題解決に向けた検討を活動の一つとして行っている。

本協会法人特別会員ワーキング・グループ（以下、「本ワーキング・グループ」）では、上記課題認識を踏まえ、認知判断能力を喪失した高齢顧客の日常生活支援のために金融機関等ができることとして、「親族等からの、本人の医療費等の支払いのための、金融商品売却依頼に対する対応の在り方」を検討するとともに、認知判断能力の低下・喪失に備えた事前の取り組みとして、「親族等に対する金融商品売却に関する任意代理権の付与」についても検討を行った。

---

<sup>1</sup> 本報告書でいう金融商品とは、投資信託、株式、債券及び外貨預金等、円預金以外の金融商品をいう。

<sup>2</sup> 本報告書でいう金融機関等とは、預金取扱金融機関及び証券会社をいう。

本報告書は、本ワーキング・グループでの検討結果を報告書として取りまとめたものである<sup>3</sup>。なお、既に金融機関等はそれぞれ創意工夫し、高齢顧客に対して様々なサービスを提供している。本報告書はこれらを妨げたり、既存の取り組みを縮退させたりすることを意図するものではなく、今後新しくサービスを検討する、または既存の取り組みを見直す際の参考とされることを期待している。

---

<sup>3</sup> 本報告書は、親族等からの金融商品の売却依頼に対する対応の考え方を整理したものであるが、親族等からの預金引出依頼があった場合の債権債務関係についても、「3. 親族等からの金融商品の売却依頼への対応」に整理した。

## 2. 高齢化の現状と高齢者支援制度等の普及状況

### (1) 高齢化の現状

- 超高齢化社会の進展により、2015年時点の推計では、60歳の人のうち約4分の1が95歳まで生存するとされている。また、家計金融資産の約3分の2(65.7%、2014年時点)を60歳以上の世帯が保有するという推計もあり、将来的にも当該割合は上昇傾向にあるとされている<sup>4</sup>。
- 他方、全国の65歳以上の高齢者のうち、認知症の人の数は約462万人と推計(2012年)されており、これとは別に軽度認知障害の人の数が約400万人と推計されている。また、2025年には認知症の人の数は約700万人前後(65歳以上高齢者の約5人に1人)になると推計されており、認知症の人の保有する金融資産額は、2030年に215兆円に達し、個人金融資産の1割に達するとの試算もある<sup>5</sup>。

### (2) 認知判断能力が低下・喪失した顧客を支援する制度及びサービスの普及状況

#### ① 成年後見制度

- 認知判断能力が低下・喪失した人を支援する制度として成年後見制度がある。成年後見制度には、「後見」「保佐」「補助」という三類型からなる「法定後見制度」と「任意後見制度」がある。
- 「法定後見制度」は、本人の認知判断能力に応じて、家庭裁判所によって成年後見人、保佐人、補助人が選ばれ、財産管理や身上保護の場面で、本人を支援していく制度であり、「任意後見制度」は、本人に十分な認知判断能力があるうちに、将来、認知判断能力が低下・喪失した場合に備え、あらかじめ自らが選んだ人に代理権を与える契約を結んでおく制度である。
- 成年後見制度の利用を促進するため、2017年には「成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定され、官民一体となって成年後見制度の利用促進を図っている。加えて、後見等開始審判の申立から審判までの審理期間の短縮(2019年1月～12月:約75%が2カ月以内に終局)<sup>6</sup>や、後見人となるにふさわしい親族等の身近な支援者がいる場合は、専門職後見人ではなくこれらの身近な支援者を後見人に選任することが望ましいとの考えを基本と

<sup>4</sup> 金融庁作成「金融庁市場ワーキング・グループ第27回・事務局資料」(令和2年2月13日)1頁

<sup>5</sup> 同上・3頁

<sup>6</sup> 最高裁判所事務総局家庭局作成「成年後見関係事件の概況 -平成31年1月～令和元年12月-」・3頁

するなど<sup>7</sup>、運用の改善が図られており、利用者は増加傾向にある。さらに、医療費等で至急の支払いが必要な場合には審判前の保全処分による費用の充当や、申立て費用や成年後見人等の報酬に対する公費補助として成年後見制度利用支援事業も用意されている。

- しかしながら、成年後見制度は、裁判所による審判等の手続き的負担や専門職後見人に対する報酬等の費用的な負担といった点で使いにくいといった意見もあり、利用者総数は2019年12月末で約22万人にとどまっており、潜在的制度利用対象者の数を勘案すると、利用者数はまだまだ少ない状況にあるとの指摘もある<sup>8</sup>。

## ②日常生活自立支援事業

- 社会福祉協議会は、認知判断能力が低下した人を支援する制度として、日常生活自立支援事業を行っているが、利用者数は2017年度末で約5万3400人にとどまっている<sup>9</sup>。

## ③金融サービス

- このほか、一部の金融機関等においては、成年後見制度を利用している人の財産管理を支援するサービスとして、成年後見制度支援信託・成年後見制度支援預貯金が提供され、利用者は増えてきている。また、高齢者を対象とする金融商品として、信託銀行においては予め代理人を指定した上で、本人が認知症と判断された後に、一定金額以上の医療費や介護費等を代理人からの請求に基づいて、信託銀行が医療サービス等の提供者に直接支払う商品等も開発・販売されている<sup>10</sup>。

## ④まとめ

- 以上、成年後見制度などの制度や金融サービス等、認知判断能力が低下・喪失した高齢者を支援する複数の手段が提供されているものの、広く普及している状況とまでは言えない。

<sup>7</sup> 厚生労働省作成「第2回成年後見制度利用促進専門家会議・資料3 適切な後見人の選任のための検討状況等について」(平成31年3月18日)

<sup>8</sup> 駒村康平編「エッセンシャル金融ジェロントロジー 高齢者の暮らし・健康・資産を考える」(慶應義塾大学出版会・2019年)・118頁

<sup>9</sup> 金融庁作成「金融庁市場ワーキング・グループ第27回・事務局資料」(令和2年2月13日)・9頁

<sup>10</sup> 同上・13頁

### 3. 親族等からの金融商品の売却依頼への対応

#### (1) 親族等からの金融商品の売却依頼への対応を検討する必要性

- 本人が認知判断能力を喪失した場合、本人は自ら預金の引出しや金融商品の売却の意思表示を行うことができなくなることから、本人の預金口座や証券口座は金融機関等により凍結される。一方、本人の医療費、施設入居費、生活費等の支払いは確実に発生する。
- このような場合、やむを得ない対応として、預金払出依頼については、人道的見地から、個別判断により払出しに応じる銀行もある。これに対して、金融商品については、価格変動するため、後から原状回復しなければならなくなった場合、円預金と異なり売却前の状態に戻すことが難しいことや、金融商品取引法との関係等を踏まえて、親族等からの売却依頼には応じられないとする金融機関等が大半である。
- 確かに、金融機関等が売却依頼に応じなくとも、成年後見制度を利用すれば売却できるが、個別の事情により成年後見制度を利用したくない場合もあるものと思われ、本人の身の回りの世話をしている親族等が費用を立て替えている例も見受けられる。本人の介護に加えて、本人のための費用まで親族等が支出することは、重い負担となっている。また、本人の医療費等のための支出であれば、本人の資産から充当していいのではないかという、素朴な意見もある。
- このように本人の介護が親族等に人的・金銭的に負担となっている状況の下、親族等からは、本人の金融資産を売却し、その代金にて医療費等を支払いたいという要望は非常に強い。
- そこで、金融機関等として、少しでも日々本人の介護等を行う親族等の金銭的負担を減らし、ひいては高齢顧客の日常生活を支援できないかという想いから、不正防止の観点に留意しつつ、親族等からの売却依頼に応じるために金融機関等としていかなる対応をすべきかについて整理する必要性は高い。

#### (2) 金融機関等の対応についての整理

##### ① 親族等の法的地位

- 本人の身の回りの世話をする親族等に、本人の医療費の支払いのためなど、「本人の費用の支払のため」であれば、本人の金融資産に関する一定の売却権限があるとみなせないか、私法上の観点から検討したが、本人から明示的に任意代理権を付与されていない親族等からの本人の金融資産の売却依頼は、本人からみれば無権代理を構成せざるを得ないものと考えられる。
- もっとも、親族等が、本人の医療費等を支払うために、本人の金融資産を売

却する行為は、他に容易に支払う方法が存在しない等、資金準備の方法として、最も本人の利益に適合するといえる場合には、本人との関係で、民法における事務管理が成立する可能性があるものと考えられる。事務管理が成立すれば、親族等は、本人に対する不法行為責任を負わないものと考えられる<sup>11</sup>。

## ②金融機関等の法的地位

- 本人又は後から選任された成年後見人から原状回復の要求を受けた場合、金融機関等としては親族等が無権限で売買依頼をしていることを知りながら売却していることから、金融機関等は親族等と共同で不法行為責任を負う可能性がある。
- また、金融機関等は、本人との契約関係に基づいて、本人の指示に従って金融資産を売却する契約上の義務を負っていることから、親族等からの売却依頼に応じることは、金融機関等の債務不履行に基づく損害賠償責任を生じさせることになる。
- なお、金融商品の売却代金が本人の預金口座に振り込まれた後、銀行が、例えば、医療機関に対して、本人の医療費を第三者弁済した場合、当該弁済が本人の意思に反する場合でないとき（医療費が「本人のための費用」と認められれば、当該要件を基本的には満たすものと考えられる）、又は仮に本人の意思に反する場合であっても、本人の意思に反することを医療機関が知らなかったときは、当該弁済は有効と考えられる。その場合、銀行は本人に対する医療費相当額の求償権を取得するため、当該求償権と本人に対する預金債務を相殺し、本人の預金額から医療費分を減額することが考えられる。また、仮に本人の成年後見人等から銀行に対して損害賠償請求がなされた場合でも、金融機関等による医療費の支払が真に本人の利益のために使用されている場合には、本人の利益が現存する範囲で、本人への損害賠償義務は縮減されると考えられる。
- 以上より、親族等からの売却依頼に応じることは、金融機関等にとって不法行為又は債務不履行に基づく損害賠償責任を負うリスクは免れないものの、同売却依頼が「本人のための費用」の支払いのためであることが金融機関等として確認できれば、自らの損害賠償責任リスクを極小化することができると考えられる。
- 従って、いかにして「本人のための費用」であることをチェックするかが非常に重要といえる。

<sup>11</sup> 学説には、事務管理成立の効果として代理権が生じるという見解もある。当該学説によれば、親族等に本人の金融商品売却の代理権があるという整理となる。

### ③「本人のための費用」の範囲

#### ア.医療・介護関連費用

- 成年後見制度を利用していない場合の救済的対応であることを踏まえると、資金使途は、医療・介護関連費用がまずは考えられる。これらの費用については、資金使途を確認するためのエビデンスの確認は必須と考えられる。エビデンスには、本人宛ての請求書のほか、親族等が支払ったことを示す領収書などがある。

#### イ.本人の生活費

- 一方、本人の生活費については、日々の食費などエビデンスの確認が難しいといった事情や本人と生活を一にする者の生活費との区別が困難な場合があり、「本人のための費用」であることの認定が、本人宛の請求書等が存在する医療費等に比べて難しい。
- そこで、支出そのものに関するエビデンスがなかった場合、(i)過去の本人の取引履歴データ等の分析等により検証する、(ii)統計・指標等参考に社会通念上合理的と思われる一定の金額水準等の客観基準を検討する、(iii)親族等からの申出金額に対する検証方法を検討する(家賃、食費、光熱費、税金等の内訳を顧客に提示してもらおう等)などのいずれかの方法により、親族等により申請される生活費が「本人のための費用」であることを確認することが考えられる。
- なお、本人にとって生活費は、生活すればかかる費用であり、親族等による本人の金融商品の売却及びその代金での生活費の支払いにより、他の財産を節約することができるとの考えに立つと、生活費は現存利益と理解することができ、仮に本人又は他の親族等から返還請求がなされた場合、売却した金融商品の値上がり分について損害賠償リスクは残るものの、生活費の範囲では金融機関は損害賠償責任を負わないと整理することも可能と考えられる。

### ④売却を依頼できる親族等の範囲等

#### ア.売却を依頼できる親族等(依頼人)の範囲

- 依頼人の範囲については、推定相続人など一定の範囲を設けることが考えられるが、いずれにしても依頼人が「本人のため」に売却できる関係にあることが重要である。

#### イ.複数の親族等による依頼を求めるか

- 依頼する親族等については、後の紛争リスクを低下させるために、推定相続人全員による依頼を求めることも考えられるが、以下に述べるリスク度合い、金額の大きさ、本人と親族等との関係などに応じて、依頼を受ける際に同意

を必要とする親族等の範囲や人数等を決めるのが妥当と考えられる。

- 金融商品の売却代金は本人の預金口座へ入金等されるため、直ちに当該金融機関等の外部に流出するものではないが、価格変動商品であり、依頼人が商品選択や売却時期を決定することになることを踏まえると、金額の大きさも考慮のうえ、1名の親族等からの依頼ではなく、複数の親族等による依頼とすることを求めることが考えられる。
- 売却後の資金の払出方法が、本人の預金口座への振り込みや、預金口座から医療機関や介護施設などの口座に直接振り込む場合は、親族等による不正リスクは抑制されることが考えられることから、1名の親族等による依頼で足りると考えられる。これに対して、親族等による立替払いの場合は、不正リスクがあることから、金額の大きさも考慮のうえ、推定相続人全員による依頼など、複数名による依頼を求めることが考えられる。

#### ウ.本人確認

- 本件において売却依頼を行う親族等は、本人の任意代理人ではないものの、本人に代わって売却依頼していると整理されることから、金融機関等としては、親族等について本人確認を行うことが考えられる。

#### ⑤売却金額の上限および売却回数の制限の設定等

- 成年後見制度を利用していない場合の救済的対応であることを踏まえると、売却金額の上限および売却回数の制限を設定することは合理的な対応と考えられる。
- 必要な金額は、本人の生活地域や生活環境によって大きく異なることから、具体的な数値基準までは定めず、実情に合った上限を個社で定めるとすることが考えられる。
- なお、銀行については、金融商品の売却を依頼された場合であっても、自行に本人の円預金があれば、預金の払出しを優先させることが考えられる。

#### ⑥成年後見制度との関係

- 成年後見制度を利用していない場合の救済的対応であり、金融機関等が後見人等より成年後見開始の届出を受け、その事実を認識した後は、金融機関等は親族等からの売却依頼には応じず、成年後見人に対して売却依頼を求めることが適当と考えられる。

#### ⑦本人への周知

- 金融機関等として、本人が認知判断能力を喪失した場合、本人の医療費等の支払のために親族等からの金融商品の売却依頼を認める場合があるということについては、将来、本人の財産に影響を及ぼす可能性があることから、

業界として、あるいは個社として、本人に予め周知する必要があると考えられる。これにより、本人に、法定後見制度、後述の任意後見制度や任意代理の利用を考える機会を提供するという意味もある。

## ⑧金融商品売却後の資金の払出方法

### ア.銀行の場合

- 銀行は、親族等による不正防止の観点から、本人のための費用の支払であることを担保するために、本人の預金口座から、医療機関や介護施設等の費用請求者への直接払いとすることが考えられる。
- 親族等により立替払いがなされた場合については、不正防止に十分留意しつつ、資金使途や立替え払いに至った経緯(直接払いとしなかった事情)に合理性が認められると金融機関等において判断される場合については、立替払いをした親族等の口座への振り込みを行うことが考えられる。
- 銀行が本人の預金口座から費用請求者へ直接払いした場合、および本人の預金口座から立替払いをした親族等へ支払った場合における、銀行の債権債務関係については、以下のとおりと考えられる。

本人の預金口座から医療機関等(費用請求者)へ直接払いした場合	本人の預金口座から立替払いした親族等へ支払った場合
<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 銀行が、費用請求者へ請求金額を直接振り込む行為は、銀行が本人の費用請求者に対する債務を本人に代わって弁済することにより(第三者弁済)、その結果、銀行は本人に対し求償権を有することになる。</li> <li>✓ 銀行が当該求償権の債権金額を、銀行の本人に対する預金債務から減額するものと整理できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 立替払いをした親族等は、元々の費用請求者(医療機関・施設等)に対する本人の債務を本人に代わって弁済したものと整理できることから、その結果、親族等は本人に対し求償権を取得することになる。</li> <li>✓ 銀行による親族等への本人預金の払出しは、この本人の親族等に対する債務を、銀行が本人に代わって親族等に弁済することより(第三者弁済)、今度は、銀行が本人に対し求償権を有することになる。</li> <li>✓ 銀行が当該求償権の債権金額を、銀行の本人に対する預金債務から減額するものと整理できる。</li> </ul>

### イ.証券会社の場合

- 証券会社は現行の法制度では、他人名義の口座への資金移転機能を有し

ないことから、費用請求者への直接払いはできないため、売却代金が入金された証券口座から本人の預金口座への振り込みまでを行い、その後は銀行が上述ア.に従って対応するのが現状での対応と考えられる。なお、親族等が預金口座からの預金払出依頼のために、再度、本人のための費用である旨等の説明を銀行にする必要があることから、証券会社に、このような場合については一定の範囲で本人名義以外の口座への振り込みを認めることや、証券会社と銀行が連携して、費用請求者への直接払いができる仕組みを検討することも有益と考えられる。

#### ⑨売却依頼書の記載内容

- 親族等からの売却依頼書には、(i)依頼する親族等の署名、(ii)資金使途の内容、(iii)売却を希望する金融商品を特定する情報(銘柄名・金額または口数)、指定が可能な場合は売却時期、(iv)直接払いの場合は払込先、それ以外の場合は入金先の預金口座などを記載する。
- 加えて、売却依頼書では、(v)依頼書の内容(資金使途など)に誤りがあった場合には依頼人が責任を負うことに同意を得ることが考えられる。この記載によって、虚偽の依頼を行った場合、詐欺罪・横領罪となる場合もあることなど、依頼人に事の重大性を認識してもらい、不正を防止する効果を期待するとともに、仮に売却依頼書の内容が真実ではなく、結果的に本人のための費用でなかった場合において、本人に対する損害賠償責任等が金融機関等に発生した場合、依頼人である親族等に損害賠償請求をする際の根拠とすることができると考えられる。
- 但し、民法117条2項では、無権代理であることを知った上で契約をした場合、無権代理人は責任を負わないとされており、無権代理人であることを知った上で取引を行った金融機関等として親族等に対して全ての責任を負わせることができるかという問題は残る。

#### ⑩本人が認知判断能力を喪失していることの確認

- 親族等による売却依頼に応じるのは、本人が認知判断能力を喪失していることが前提であり、本人が認知判断能力を喪失していることをどのように確認するかも重要である。本人との面談や本人の診断書や本人の担当医からのヒアリングなどにより確認する方法が考えられる。
- 診断書等がない場合については、複数社員による本人面談実施や医療介護費等のエビデンスの確認など、各社が創意工夫の上、適切に確認することが考えられる。
- なお、親族等から本人が認知判断能力を喪失している旨の申し出がない場合であっても、本人との日々のやりとり等から金融機関等の社員が本人の認

知判断能力の低下の兆候に気付けるように、正常加齢と認知症との違い、認知症の種類やその症状等の医学的知見を深めることも重要と考えられる。

### (3) 金融商品取引法との関係

- 金融機関等は本人の同意なく金融商品を売却したことになるため、金融商品取引法違反(無断売買:金融商品取引業者等に関する内閣府令第117条第1項第11号)となるおそれがある。
- この点については、金融庁とも相談のうえ、上記(2)で整理した対応を行った結果、真に本人の利益のために行われていると認められる場合、金融機関等は親族等の指示に従い「本人のための費用」の支払のために金融商品を売却したと認められると考えられることから、基本的には金融商品取引法の無断売買や未確認売買には問われるものではないと整理を行った。
- また、親族等による本人財産の不正利用のおそれにも十分留意する必要があることから、金融機関等において、「本人のための費用」の支払いのための売却であることの確認が重要であり、金融機関等における確認の体制としては、担当部において上記(2)の対応を行った上で、個社の管理体制に応じて、法務・コンプライアンス部署等によるリーガル・チェック等を行うことを必要とすることが考えられる<sup>12</sup>。

### (4) 金融機関等の損害賠償リスクの額

- 売却した時点での売却金額(費用請求が架空であった場合等)、及び売却時よりも金融商品の価格が上昇している場合は、原状回復時の価格と売却時点の価格との差額を請求されるおそれもある。なお、金融商品は売却前と全く同じ状態への原状回復は難しいことから、価格の算定は難しい点に留意する必要がある。

---

<sup>12</sup> 売却金額が高額でない場合は、内部管理責任者によるチェックで足りるとすることも考えられる。

#### 4. 親族等に対する金融商品売却に関する任意代理権付与

##### (1) 金融商品に関する任意代理権の使用状況

- 上述の「3. 親族等からの金融商品の売却依頼への対応」は本人の介護等を行う親族等の金銭的負担を減らすという点においては有益な対応ではあるが、できれば本人が自らの認知判断能力が低下・喪失する前に親族等に金融商品売却の代理権を付与しておくことが望ましい。
- この点、証券会社においては、金融商品に関する取引代理人制度が整備されており、本人の認知判断能力が低下・喪失した場合も、ある程度対応できる状況にある。これに対して、銀行については、金融商品に関する取引代理人制度が整備されていない。そこで、主に銀行を念頭に、既存の銀行における預金の代理人制度も参考に、金融商品売却に係る代理人登録制度の考え方について整理を行った。なお、当該整理は、証券会社が行う既存の取引代理人制度を妨げるものではない。

##### (2) 制度の趣旨・概要

- 将来の認知判断能力の低下・喪失に備え、金融資産を介護費用等に柔軟に活用したい顧客のために、金融商品の売却に関して、事前に任意代理人を登録してもらう取り組み(任意代理権の付与)。なお、民法上、本人の認知判断能力の喪失は代理権の消滅事由とはされておらず、本人の認知判断能力が低下・喪失しても、任意代理人の任意代理権は消滅しない。
- 主な顧客層としては、例えば70歳前後の高齢者が考えられるが、認知判断能力の低下は個人差が大きく、また若年性認知症のケースも踏まえると、代理権を付与できる本人について年齢制限は特に設けないことが想定される。

##### (3) 本人の認知判断能力低下・喪失後のリスクの説明(任意後見制度の紹介)

- 任意後見制度では、家庭裁判所が選任する任意後見監督人が任意後見人を監督するなど、本人による監督が期待できない状況において、任意後見人の濫用を防ぐ仕組みが備わっている。これに対して、この制度では、本人の認知判断能力が低下・喪失した後は、任意代理人を監督する者がおらず、代理人による不正行為を防止する仕組みがないという問題がある。
- そこで、将来の認知判断能力の低下・喪失に備える制度としては、本人の認知判断能力があるうちは任意代理人として行動し、本人の認知判断能力が低下した後は、任意後見制度に移行する制度(いわゆる任意後見制度における移行型)とすれば、本人の財産の不正利用を最も効果的に防止できるということになる。
- しかしながら、任意後見制度を利用するには、任意後見契約を公正証書にて

作成したうえで、裁判所において任意後見監督人が選任されるなど、手続き的負担が大きいということがあり、金融機関等として、任意後見制度の利用を望まない顧客に対する制度を用意することが現実的といえる。

- 金融機関等としては、本人に対して、認知判断能力の低下・喪失後は任意代理人を監督する人がいなくなることや、任意代理人による権限濫用のリスク等について説明したうえで、任意代理人を登録してもらうことが考えられる。

#### (4) 任意代理人になれる者の範囲

- 任意代理人の範囲については、推定相続人等、一定の範囲を設けることが考えられる。
- 本人が任意代理人の変更を希望する場合や任意代理権付与の撤回を希望する場合等についても、任意代理人の同意なく対応できる制度とする必要がある。
- 金融機関等は、任意代理人として登録される者について本人確認を行う必要があると考えられる。

#### (5) 任意代理権の範囲

- 本人が自らの意思で任意代理権を付与するものであるため、任意代理権の範囲は本人に委ねるべきであり、金融機関等として、金融商品の種類や売却回数等について特段制限を設定する必要はないと考えられる。
- もっとも、本報告書における検討が、本人のための費用の支払いを目的とする趣旨を踏まえると、まずは金融商品の購入は任意代理権の範囲には含めず、金融商品の売却のみとすることが考えられる。
- 本人のための費用の支払いとの趣旨を逸脱して任意代理人が売却を行うおそれもある(任意代理権の濫用)。金融機関等としても、任意代理人によるこうした不正を防止する観点から、一定金額以上の売却、一定回数以上の売却の場合に、任意代理人に対して、売却後の金銭の資金用途を確認し、場合によっては資金用途に関するエビデンスの提出を求めるなどの対応を行うことが考えられる。

#### (6) 成年後見人や任意後見人との関係(任意代理権の失効)

- 成年後見人や任意後見人が就任した場合は、成年後見人等と当該任意代理人で異なる対応を行うおそれがある。そこで、厳格な手続きが定められた成年後見制度を優先すべく、金融機関が、成年後見人等より後見開始に関する届出を受け、後見開始の事実を認識した場合は、成年後見人等と当該代理人との対応が異なる状況を回避する観点から、当該任意代理権は失効させる設計とすることが考えられる。

## 5. おわりに

以上、親族等から本人のための費用の支払いのために、本人の金融商品を売却したいとの依頼を受けた場合の金融機関等の対応と、そうした状況を回避する方法として、親族等に対する金融商品売却に関する任意代理権付与の方法について、その考え方を整理した。

特に前者の考え方については、親族等による不正を必ずしも防止しきれていないのではないかと、成年後見制度の利用促進を妨げるおそれがあるといった指摘もあるかもしれない。金融機関等であれば、成年後見制度の利用を促しつつ、その普及等を待つといった対応でよいのかもしれない。

しかしながら、急速に高齢化が進展していく社会において、既存の法制度だけでは対処しきれない高齢顧客の様々な課題やニーズが生じてきている。金融機関等は、顧客本位の業務運営の下、真に顧客のために提供できるサービスがなにかを考える必要があり、地域社会の主要な構成員として、高齢化社会の様々な課題についても主体的に取り組んでいくことが求められている<sup>13</sup>。

今回は、成年後見制度に加えて、本人が認知判断能力を喪失した場合の金融商品売却に関する新たな対応について考え方をまとめたが、この考え方により、本人の日常生活支援の一助となるとともに、一人でも多くの介護等に携わる親族等の負担が軽減することを期待している。

以上

---

<sup>13</sup>金融審議会・市場ワーキング・グループ報告書「一顧客本位の業務運営の進展に向けて一」(令和2年8月5日公表)14頁において、「地域社会における生活インフラとして重要な役割を担う金融事業者においては、金融包摂の観点からも、高齢顧客、特に認知判断能力の低下した高齢顧客に対する対応を強化・改善していくことが求められている。」とある。